

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点
R4 行政法				

Fは、本件開発区域の外縁から200メートル下流部の本件沢沿いに居住しており、本件沢の水を飲料水として生活用水を使用しているから、本件開発行為により水の確保に影響を受ける可能性が高い。また、過去に集中豪雨が発生し、本件沢からの溢水によりFの住居も浸水被害を受けたことがある。本件計画は工事の長期に及ぶ予定であり、その間に集中豪雨が起ると、土砂災害や水害が発生するおそれがある。このため、災害が発生すればFの住居も浸水被害を受けるおそれがあり、Fの生命に非常危険が発生する可能性が高い。

以上より、Fは「法律上保護された利益」を有しており、原告適格は認められる。

設問(2)

本件において、本件開発行為に関する工事に完了した後、Fは訴えの利益(行政訴訟9条1項から二番)が認められるか。

(1)行政訴訟9条1項から二番に於ては、取消訴訟については「当該処分...の取消しを求めた後、その期間の経過その他の理由により、その後に於いてなお処分...の取消しにより回復可能な法律上の利益を有する」場合に訴えの利益が認められる。本件において本件開発行為に関する工事に完了した後、Fは本件許可の取消しにより回復可能な法律上の利益を有するといえるか。

(2) この点、合議録に於けられた判例(判2)は、工事が完了したとしても建築確認の取消しを求めた後訴えの利益があるかは争われたところ、①建

築確認の存在は、違反是正命令を受けることで法的障害を及ぼす。

②建築確認の違法であることと取消されたことと、違反是正命令を及ぼす法的拘束力がない、として訴えの利益を否定された。

3. 本件許可はどうか。本件許可(法10条1項1次)は開発行為を許すことにより、法的効果を生じることである。開発行為は違法であった場合には10条3項に基づき工事の中止又は復旧に必要の行為を命ずることにより、本件許可は10条3項の命令により法的障害を及ぼす(①)。また、本件許可は違法であり、取消されたことと、10条3項により、原告適格は、工事の中止又は復旧に必要の行為を命ずることにより、本件許可は違法であったとしても、10条3項に基づき命令を及ぼす法的拘束力がある(②)。

2. したがって、本件開発工事に完了した後、Fの訴えの利益は認められる。

設問(2)

第1. 本件許可基準第1-1-①について

1. Fは取消訴訟において、基準第1-1-①に於ては、開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者全ての者の2分の1以上同意を得る必要がある。Eは同意していないから、権利者の2分の1以上同意していないことにより、基準第1-1-①を満たさなため、規則と案を2つと、法10条2項をみたす違法であると主張することになる。

2. 本件許可は、結果は、開発許可の専門技術的判断を要する

※解答は左ページから書き始めてください。

